

シルバーハウジング(銅町住宅)入居者募集案内 (令和2年9月分)

1 住宅の概要

| 住宅名 | 築年 | 規 格 | | | | 家 賃 |
|-------------------|-----|-----------|----------------------|-----------------|------|-----------------------|
| | | 構造 | 一戸当たりの 住戸面積 | タイプ | 階数 | |
| 銅町アパート (銅町二丁目) | H15 | 耐火 9階建 | 79.70 m ² | 2DK (6・8・DK) | (6階) | 34,100 円 ~66,900 円 |

- ・ バリアフリー設計
- ・ エレベーター有り
- ・ 駐車場有り(1台分、料金別途)
- ・ 水洗トイレ
- ・ シャワー付きユニットバス

※家賃の他に所得に応じた負担金(生活援助員派遣手数料)が必要となります。

2 申込むことができる方(入居申込み資格)

(1)持家(名義または持分のある住宅)がなく、住宅に困っている方

(2)世帯構成が次のいずれかに該当する方

- ①高齢者(60歳以上)のみからなる世帯(単身可)
- ②高齢者夫婦世帯(どちらかが60歳以上の夫婦のみの世帯)
- ③下記★の世帯

(3)収入認定月額が法令の基準以内の方

<収入基準>

| 一般 (いずれかが60歳以上の夫婦世帯) | 高齢者(60歳以上)のみの世帯 |
|-------------------------|-----------------|
| 158,000 円以下 | 214,000 円以下 |

(4)申込者及び同居予定家族(親族)が暴力団員でないこと

★(3)③の世帯について

次のような障がい者世帯(障がい者手帳1~4級の方)の方も入居の申込みができますが、入居にあたっては、上記(3)①②の高齢者の方が優先されます。

- ア 障がい者のみからなる世帯(単身可)
- イ 障がい者とその配偶者のみからなる世帯
- ウ 障がい者と高齢者(60歳以上)の世帯
- エ 障がい者と高齢者夫婦(夫婦どちらかが60歳以上)の世帯

いずれの場合も、日常生活において一時的な家事援助の便宜や安否の確認が必要とみとめられるものの、在宅で自活可能な健康状態であることが前提となります。なお入居決定者には、福祉事務所による入居審査があります。

3 申込み方法

申込み受付期間内に、市営住宅入居申込書に必要書類を添えて、市営住宅管理センターへ申込んでください。

4 入居申込みに必要な書類

●次の1～3は全ての方共通の書類(必須) ※は山形市市営住宅管理センター様式

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 市営住宅入居申込書※ | 印鑑押印箇所があります、必ず 朱肉の印鑑 をお持ちください。 |
| 2 | 世帯全員の住民票の写し | 続柄、本籍、筆頭者記載のもの 住所地の自治体へ申請 |
| 3 | 令和元年分の所得証明書 | 収入の有無にかかわらず平成17年4月1日以前生まれの方全員分 令和2年1月1日時点の住所地の自治体へ申請 |

●それぞれの区分に応じて必要な書類を提出してください。

| | | | | |
|---|--|-------------------------------------|---------------------------|--|
| ア | 単身の方又は住民票で親族関係が確認できない方 | 戸籍全部事項証明又は戸籍謄本 | 本籍地の自治体へ申請 | |
| イ | 令和元年中から現在までの間に収入源に 変化のあった方 又は令和元年中に 休職(病休、産休、育休) をされた方 | 給与所得者 | 給与支払証明書※ | 勤務先より記入 (就業開始月から申込月の前月までの月毎の月収額) |
| | | 年金受給者 | 年金の振込通知書(最新の) | 紛失した場合は年金事務所 で再発行 |
| | | 自営業者 | 所得申告証明書※ | 本人記入(事業開始月から 申込月前月までの月毎の収入額、 必要経費、所得額) |
| ウ | 令和元年から現在までに退職した方(いずれか1通) | 離職票 | 退職した勤務先 | |
| | | 雇用保険受給資格者証 | ハローワーク | |
| | | 退職日記載の源泉徴収票 | 退職した勤務先 | |
| | | 退職証明書※ | 退職した勤務先より記入 | |
| エ | 令和元年中から現在までに自営業を廃業された方 | 廃業届の写し | 税務署 各市町村税務課届出 | |
| オ | 結婚予定(3ヶ月以内)の方 | 婚約証明書※ | 住民票は双方のもの必要 | |
| カ | 離婚調停中の方 | 事件係属証明 | 家庭裁判所 | |
| キ | 持家を処分等した方 | 不動産売買契約書 所有権移転登記簿 相続放棄に係る書類 等 | 不動産(家屋)を処分等した ことがわかる書類 | |
| ク | 障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方 | 各手帳 | | |
| ケ | 生活保護を受給されている方 | 生活保護受給証明書 | 山形市役所生活福祉課 | |
| コ | その他特に必要と認められる書類 | | | |

○入居申込書提出をする際に、窓口に来た方(代理人含む)がご本人であることが確認できる書類の提示が必要になります。

○住民票、所得証明書等の交付申請の際には、窓口に来た方(代理人含む)がご本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード等)の提示が必要になります。また、本人または同一世帯の親族以外の方の交付申請については、委任状や同意書の添付が必要です。住所が同じでも同一世帯でない場合は同様の取り扱いとなります。

◎必要書類については世帯状況を説明のうえ、事前に山形市市営住宅管理センターにご確認ください。

5 募集日程等

(1) 申込受付期間 令和2年9月2日(水)～9月15日(火)

※土曜日曜祝日は、市役所での住民票等の交付ができませんのでご注意ください。

※全ての申込必要書類が整い次第受付となります。書類に不備がある場合は受付できませんので、お早目のお問い合わせ、ご準備をお願い致します。

(2) 受付時間 8時30分～17時30分まで ※最終日15日(火)は17時まで

(3) 入居抽選会 令和2年9月17日(木)午前10時から

(4) 抽選会場 食糧会館(旅籠町三丁目1-4)2階会議室

※自家用車でお越しの際は、市役所南向いの立体駐車場をご利用ください。お帰りの際に駐車券をお渡します。

(5) 入居予定日 令和2年11月1日(日) ※入居予定日から15日以内に入居してください。

6 入居手続き ※入居決定者には、のちほど詳細な説明をいたします。

(1) 入居請書等の提出及び敷金の納付 令和2年10月21日(水)まで

入居決定者は、入居決定の通知を受けた日から10日以内に連帯保証人(2名以内)との連署による請書の提出、敷金(家賃3ヶ月分)の納付が必要になります。

※連帯保証人を選任できない場合は、必ずご相談ください。

(2) 連帯保証人の資格について

○市区町村県民税(住民税)が課税されており、かつその滞納のない方

○山形市市営住宅に入居していない方

○未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、または破産者でない方

※住所要件はありません(山形市以外の方でも可)

※添付書類として、連帯保証人の「印鑑登録証明書」と「納税証明書(市区町村県民税)」が必要になります。

7 その他

(1) 市営住宅の入居者は、各自の住宅や共同施設について必要な注意を払って使用し、適正に維持管理しなければなりません。(保管義務)

(2) 日常生活において他の入居者などに迷惑を及ぼす行為や、市営住宅内での犬や猫などのペットの飼育を禁じています。(迷惑行為の禁止)

【問合せ・申込み先】山形市市営住宅管理センター

所在地：山形市旅籠町三丁目1-4 食糧会館4階

電話：023-673-0300

高齢者世話付住宅に入居する上で

1 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)の特徴

バリアフリー構造

段差解消や手すりが設置されており高齢者に配慮された構造です。

緊急通報装置の設置

各部屋に緊急通報ボタン、ペンダント型発信機、ドアセンサーが設置され、万が一の緊急時に対応できる体制を整えています。

生活援助員の派遣

生活援助員を配置し、入居者に対し各種業務を行います。

2 生活援助員の業務

① 安否の確認

入居している皆様がお元気で生活されているか、インターホン等で確認をします。
月曜日から金曜日までの週5回

② 生活相談

生活上のお悩みがあれば、お聞きして専門の関係機関への橋渡しをします。(秘密は厳守します)

③ 緊急時の対応

体調が悪くなったり、動けなくなった時など緊急通報ボタンにより適切に対応します。

④ 関係機関との連携

生活援助員がパイプ役となり、地域包括支援センターやその他関係機関などと連携を図ります。

3 生活する上での留意点

① 見守り体制

隣近所の方々で入居者の状態の悪化等を把握した場合は、生活援助員へご連絡ください。

② 緊急時の協力体制

緊急事態の場合には生活援助員へご連絡いただくとともに、場合によってはすぐに救急車を要請していただくなど、対応にご協力ください。

4 生活援助員の派遣手数料

前年度の所得に応じて、生活援助員の派遣手数料がかかります。

| 入居世帯の区分 | 派遣手数料 |
|--|--------|
| 生計中心者の前年分所得税非課税世帯 | 0円 |
| 生計中心者の前年分所得税額 9,600 円以下の世帯 | 1,500円 |
| 生計中心者の前年分所得税額 9,601 円以上 32,400 円以下の世帯 | 2,600円 |
| 生計中心者の前年分所得税額 32,401 円以上 42,000 円以下の世帯 | 3,800円 |
| 生計中心者の前年分所得税額 42,001 円以上の世帯 | 4,900円 |